

【新型コロナウイルス】北海道における緊急事態措置 に伴う支援金及び旭川市の支援策について

道による休業要請等への協力への支援

【道の制度及び旭川市の上乗せによる支援金を給付】		
30万円	旭川市給付 10万円	旭川市給付 10万円
20万円	道給付 30万円	道給付 10万円
10万円	道給付 20万円	道給付 10万円
道の休業要請等に協力し、感染リスクの低減に取り組む事業者を支援		
支援の考え方	道の制度による、30万円の給付	休業要請等への個人の協力事業者を対象に市が上乗せし、一律30万円の給付とする
業種	道による休業要請等の対象施設 スナック、バー、カラオケボックス、ライブハウス、スポーツクラブ、ゲームセンター、映画館、展示場、ビデオレンタル、学習塾など	飲食店 料理店、居酒屋、喫茶店など
区分	法人事業者	個人事業者 酒類提供あり

道の緊急事態宣言により影響を受けている業種への支援

【旭川市独自の支援金を給付】		
給付イメージ	旭川市給付 規模加算 旭川市給付 基本額	旭川市給付 規模加算 旭川市給付 基本額
支援の考え方	道の緊急事態宣言により、市に支援の要望があるなど、特に影響を受けている業種である公共交通事業者及びホテル・旅館に対し、緊急支援として本市独自の給付を実施	
業種	公共交通 タクシー、路線バス、貸切バスなど	ホテル、旅館 協同組合会員・定員100名以上を対象
区分	法人事業者	個人事業者
一般財源 2.7億		